

当院での医療被ばくの最適化および低減に対する取り組み ～核医学検査を中心に～

埼玉医科大学総合医療センター 中央放射線部 | 大友哲也、市川賢一、丸山一幸

当院では医療被ばく低減施設認定を取得し更新に向けた作業を継続、かつ医療法施行規則改正に対応し、医療被ばくの最適化および低減に対する取り組みを行っている。この取り組みについて核医学検査を中心に紹介する。

At our hospital, we have obtained certification as a medical exposure reduction facility and are continuing to work toward renewal of it, and we are working to optimize and reduce medical exposure in response to the revision of the Enforcement Regulations of the Medical Care Act. This initiative will be introduced with a focus on nuclear medicine testing.

はじめに

当院では2019年に公益社団法人日本診療放射線技師会による医療被ばく低減施設認定を取得しており、現在更新に向け取り組んでいる。また、2020年4月1日の医療法施行規則一部改正¹⁾に伴い、診療用放射線の安全管理体制に関する規定に対応すべく諸対応を実施している。その一環として被ばく線量管理システムを導入した。同システムの利活用状況を含めた当院における医療被ばくの最適化および低減に対する取り組みについて核医学検査を中心に紹介する。

医療被ばく低減施設認定取得と更新

当院では放射線に係る検査として、X線一般撮影、X線透視、骨密度検査、CT、血管撮影、SPECTおよびSPECT/CT、PET/CT、術中透視、放射線治療における位置照合撮影などが該当する。それぞれに対して上記認定の更新に向けた対応を行っている。当初、取得に当たっては東日本大震災における福島原発事故などが背景にあり、患者からの被ばくに関する相談が増加したこと、それまでも被ばく低減に対する取り組みを行ってきたこともあり有志で取得に向けた取り組みが行われることとなった。更に本格的な活動が必要となり、ワーキンググループが設置されて現在に至っている。医療安全・感染制御などといった種々のワーキンググループがあり、

より多くの人材に関わってもらう意図から年度毎で一部メンバーの入れ替えを行っている。定期的にメンバーが変わることで対応できるメンバーが増えるというメリットはあるが、更新に向けた作業量は決して少なくはなく、徹底した情報共有と日常的な作業の継続が必要である。

改正医療法施行規則への対応

2020年の医療法施行規則改正にて、医療用放射線の安全管理体制の確保が必要となり、医療被ばくに関する線量記録の必要性から被ばく線量管理システムを導入した。同規則においては、CT装置、血管撮影装置、核医学検査が規制の対象となっており、CT、血管撮影、X線一般撮影、X線透視検査の線量記録を同システムにて実施している。同システムにおいては